

高額介護合算医療費制度

医療費と介護の両方を利用している世帯の自己負担額を軽減する制度です。

世帯内に同じ医療保険の加入者の方全員の「医療費の自己負担額」と「介護保険サービスの利用者負担額」の1年間（平成22年8月1日から平成23年7月31日まで）の合計額が、基準額（左下）を超えた場合に、申請により超えた額の支給を受けられる制度です。

介護合算算定 **基準額**

① 70歳から74歳の国民健康保険加入者

所得区分	限度額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
区分Ⅱ	31万円
区分Ⅰ	19万円

現役並み所得者…住民税の課税所得が145万円以上ある加入者とその方と同じ世帯にいる方で窓口負担が3割の方

一般…現役並み所得者、区分Ⅱ・Ⅰ以外の方

区分Ⅱ…世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税である方

区分Ⅰ…世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税である方のうち世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方

② 70歳未満の国民健康保険加入者

所得区分	限度額
上位所得者	126万円
一般	67万円
住民税非課税世帯	34万円

上位所得者…国保被保険者世帯全員の基礎控除後の所得合計額が600万円を超える世帯にいる方

一般…上位所得者、住民税非課税世帯以外の方

住民税非課税世帯…世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税である方

③ 後期高齢者医療制度加入者

所得区分	限度額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
区分Ⅱ	31万円
区分Ⅰ	19万円

現役並み所得者…住民税の課税所得が145万円以上ある加入者とその方と同じ世帯にいる方で窓口負担が3割の方

一般…現役並み所得者、区分Ⅱ・Ⅰ以外の方

区分Ⅱ…世帯全員が住民税非課税である方

区分Ⅰ…世帯全員が住民税非課税である方のうち世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方

【①～③の共通事項】

- （1）世帯で医療または介護の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象になりません。
- （2）支給額が500円未満の場合は支給されません。
- （3）所得区分は、毎年7月31日現在の窓口負担割合が適用されます。

申請の手続き

◎ 基準日（7月31日）時点で加入する医療保険により支給申請の手続きが異なります。

1 幕別町の国民健康保険もしくは後期高齢者医療制度の場合

【平成22年8月から平成23年7月の対象期間中に保険の変更がない場合】

下記の窓口へ申請ください。支給対象となる方へ、2月下旬に申請手続きのご案内をいたします。

【対象期間中に町外から転入された方や75歳に到達された方、他の医療保険に加入されていた場合】

以前に加入されていた医療保険および介護保険で自己負担額証明書の交付を受け、下記の窓口へ申請が必要です。（他の医療保険および他市町村の介護保険の自己負担額が把握できないため、申請の案内ができない場合があります。）

2 上記以外の場合

基準日に加入している医療保険者へ支給申請してください。

ただし、対象期間中に幕別町の国民健康保険もしくは後期高齢者医療制度、また幕別町介護保険に加入している期間の自己負担額がある場合は、申請により自己負担額証明書を発行します。（介護保険のみ自己負担額がある場合は、保健福祉センター内の保健課介護保険係に自己負担額証明書の交付申請をすることになります）

■申請場所 町民課国保医療係・高齢者医療係・札内支所・忠類総合支所住民課

■問い合わせ先 町民課国保医療係・高齢者医療係 【幕】54-6602